

感染症予防

～産業保健スタッフが 取り組むべき危機管理～

近年、世界的な流行が危惧される感染症や毎年流行する季節的な感染症が数多くあり、職場で感染者が発生した際に対応を誤ってしまうと、感染者の増加によって企業活動を大きく阻害することにもつながりかねない。大企業だけでなく、中小企業もグローバル化している現在、職場における感染症対策の強化はすべての職場において早急に取り組むべき課題である。

本特集では、感染症から職場・従業員を守るために、感染症を危機（リスク）と捉え、産業保健スタッフに対応が期待される感染症に対する危機管理（リスクマネジメント）の基本的な考え方や職場でできる具体的な対策を考察する。

1. 特集

わが国の感染症対策

～国立感染症研究所感染症疫学センターの 活動とその活用～

国立感染症研究所 感染症疫学センター 福住宗久、松井珠乃、大石和徳

ふくすみ むねひさ ● 国立感染症研究所感染症疫学センター第一室 研究官。国立感染症研究所 FETP を経て現職に従事。

まつい たまの ● 国立感染症研究所感染症疫学センター第一室長。感染症アウトブレイク対応などを担当。

おおいし かずのり ● 国立感染症研究所感染症疫学センター長。健康危機管理、感染症サーベイランス、予防接種行政、地方衛生研究所等職員の研修を担当。

1. はじめに

世界的な重症急性呼吸器症候群（SARS）の流行に始まり、新型インフルエンザの流行、中東呼吸器症候群（MERS）の出現、西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行、約70年ぶりのデング熱国内感染例の報告、南米をはじめとしたジカウイルス感染症の流行等により社会の感染症への注目度が高まっている。

新興再興感染症のみならず、日本からの排除が認定された麻しんは、つい最近、国際空港事業場での集団感染が報告され¹⁾、2020年までの排除を目指している風しんも、依然海外からの輸入例が発端と推定された事業場等における流行がみられている^{2,3)}。このような状況で、企業のグローバル化が進む中、職域における感染症危機管理の重要性が認識されつつある。特に海外展開している企業は、海外へ労働者

を派遣する際に、その地域における感染症の流行状況を把握し、例えばワクチンを含めた適切な予防策や感染症にかかった場合の対応等の情報を提供する必要がある。また海外からの労働者や研修生を受け入れている企業は、受け入れ先の国と地域における感染症の流行状況を確認し、場合によっては輸入される可能性のある感染症について、その流入をできるだけ未然に防ぎ、また、流入しても職場で流行が起らないよう労働者等への適切な予防策を講じておく必要がある。さらに季節性インフルエンザのように毎年流行する感染症に対しても国内の流行状況を知り、対策を講じることが重要である。各々の企業の特性に合わせた感染症に対するリスクアセスメントと適切な対策を行うために、国外、国内の感染症疫学情報は不可欠である。本稿では、企業が感染症の対策を行う際に活用して頂ける当センターの活動を紹介する。

2. 国立感染症研究所 感染症疫学センターの アウトリーチ活動

感染症疫学センターは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）で定められた国のサーベイランス事業の中で中央感染症情報センターとして位置づけられている。国立感染症研究所感染症疫学センターのホームページ⁴⁾、病原微生物検出情報（IASR）、感染症週報（IDWR）等で、サーベイランス事業等に係る情報還元を適時に行っている。例えば麻疹に関しては、同ホームページよりアクセスできる『麻疹』のウェブサイト⁵⁾に国内の発生状況が毎週更新される速報グラフを含め、基本情報、疫学情報、対策・ガイドライン等を含む包括的な情報が掲載されている。また2016年8月末に関西国際空港に関連した麻疹集団発生が報告されたことから『関西国際空港の利用日および/またはウイルス遺伝子型が共通する麻疹報告例』を掲

載した。風しんに関する『風疹』のウェブサイト⁶⁾に疫学情報を含む包括的な情報が掲載されている。国内の季節性インフルエンザ流行状況は感染症疫学センターホームページの『インフルエンザ』⁷⁾からアクセスでき、『インフルエンザ流行レベルマップ』で時期による地域的な広がりが確認できる。また感染症疫学センターは、デング熱の渡航者リスクアセスメントのために輸入例の情報を活用する手法を開発するとともに⁸⁾、日本のデング熱の輸入例のデータを適時に還元しており⁹⁾、渡航者の感染リスクについての根拠に基づくコミュニケーションとして役立つものと考えられる。さらに、疫学に関するウェブサイトを用いた教育ツールとして、『デング熱サーベイランスデータを題材とした疫学トレーニング』¹⁰⁾を提供している。本教材はデング熱をモデルとしてサーベイランスと感染症疫学の重要性を感染症対策に関わる担当者に改めて、認識、認知して頂き、その基本的な考え方を提供することを目的とした教材であり、スライドによる説明とダミーデータを使用した実際の解析を合わせた講義が動画形式で掲載されている。本教材は公衆衛生的アプローチ、サーベイランスデータマネージメント、サーベイランスデータ解析、フィードバックとリスクコミュニケーションの4つの項目で構成され、感染症サーベイランスに関する基本的な考え方を網羅した包括的な内容となっている。感染症サーベイランスデータのマネージメントはもちろんのこと、感染症以外の疫学データを扱う場合にも役に立つ教材である。

3. 実地疫学調査の支援

感染症疫学センターは感染症集団発生時に、自治体等からの協力要請に基づき、国立感染症研究所の担当病原体部とともに実地疫学調査の支援を行い、またそれに必要な人材育成（実地疫学専門家養成コース（FETP））を行っている。調査チームは自治体の依頼に基づき、現地での疫学調査を行い、事例の全体像、

感染源・感染経路、リスク因子を明らかにし、当該機関および国や自治体に対して対策への提言を行う。職域に関連して国立感染症研究所・FETPが支援した最近の調査は、2013年の鹿児島県の風しんの地域流行の際、流行初期に症例が長期にわたり報告された事業場での調査¹¹⁾や、2015年の輸入例が発端と推定され、静岡県内の複数の事業場に感染が拡大した風しんの集団感染事例⁹⁾がある。このような調査で得られた知見は報告書としてまとめられ、『職場における風しん対策ガイドライン』の内容にも反映されている。また、2016年8月の関西国際空港事業場内を中心に発生した麻しん集団感染についても、大阪府の依頼のもと実地疫学調査の支援を行った¹⁾。

4. リスクアセスメント

感染症疫学センターは病原体部の協力のもと、エボラ出血熱、中東呼吸器症候群 (MERS)、蚊媒介感染症 (ジカウイルス感染症、デング熱、黄熱) 等の海外で発生しており、国内への波及も懸念される感染症について、FETP研修生とともにリスクアセスメントを作成し、ウェブサイトで公表をしている。主にそれぞれの感染症が国内に持ち込まれる可能性と持ち込まれた場合の国内における感染拡大と公衆衛生的インパクトに関してリスクアセスメントを行っ

ている。このリスクアセスメントはそれぞれの感染症の疫学情報や病原体の変化等の報告があった際は適時に更新され、最新の知見をもとに常にアップデートがなされる。それぞれの企業や事業場における感染症リスクアセスメントの内容はその規模、性質、業務内容等によって異なるが、国立感染症研究所のリスクアセスメントについては普遍的であり、情報もまとめてアップデートされているため、各企業の状況に合わせて参考にして頂きたい。また地震等の災害時には、現地自治体等からの情報共有のもと、被災地で流行する可能性のある感染症に関してリスクアセスメントを行い、適宜更新し、また現地での対策に有用と思われる情報を集約してウェブサイトにて公開している (例：熊本地震 (2016年))¹²⁾。これらの情報は企業が被災した際に職員および職員の家族を感染症から守る上で有用と考えられる。

5. おわりに

産業保健スタッフが対策に必要な情報を短時間でわかりやすく得られるよう提供していくことが今後のわれわれの課題ではあるが、社員、家族、顧客への感染拡大防止のため感染症疫学センターの活動を役立てて頂ければ幸いである。

参考文献・URL

- 1) 大阪府：平成28年度大阪府緊急対策連絡会について。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/mashinrenrakukai.html>
- 2) 渡邊香奈子, 田澤崇, 渡部香, 他：新潟県内のA事業所で起きた風疹感染。IASR 2011;32:252-254.
- 3) 加藤博史, 福住宗久, 神谷元, 他：静岡県内のA事業所を中心に発生した風しんの集団感染事例。IASR 2015;36:126-128.
- 4) 国立感染症研究所感染症疫学センター。
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- 5) 国立感染症研究所：麻疹。
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ma/measles.html>
- 6) 国立感染症研究所：風疹。
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ha/rubella.html>
- 7) 国立感染症研究所：インフルエンザ。
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>
- 8) Fukusumi M, Arashiro T, Arima Y, et al.: Dengue Sentinel Traveler Surveillance: Monthly and Yearly Notification Trends among Japanese Travelers, 2006-2014. PLoS Negl Trop Dis. 2016 Aug 19;10(8):e0004924
- 9) 国立感染症研究所：日本の輸入デング熱症例の動向について。
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/dengue-m/690-idsc/6663-dengue-imported.html>
- 10) 国立感染症研究所：デング熱サーベイランスデータを題材とした疫学トレーニング。
<http://www0.nih.go.jp/vir1/NVL/NVL.html>
- 11) 川上義和, 吉國謙一郎, 永山広子, 他：鹿児島県川薩保健所管内における風しんの流行状況および対策。IASR 2014;35:17-19.
- 12) 国立感染症研究所：熊本地震 (2016年)。
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/disaster/earthquake201604.html>

職場における感染症対策

～産業保健スタッフによる危機管理とその対応～

東京医科大学病院 渡航者医療センター 濱田篤郎

はまだ あつお ● 東京医科大学病院渡航者医療センター教授。渡航医学に精通し、海外渡航者の健康についてトータルサポートする。近著に「How to 産業保健 No.10 職場における感染症対策」(産業医学振興財団) などがある。

1. はじめに

近年、感染症の流行が社会的に大きな問題になることも多く、職場においても感染症対策の重要性が高まっている。特に最近はさまざまな分野でグローバル化が進んでいることから、海外に従業員を派遣するケースや、外国人労働者を雇用するケースが増えている。このため、海外派遣者が滞在先で感染症に罹患しないようにする対策や、外国人労働者が国内に感染症を持ち込まないようにする対策が重要になっている。さらに、中東呼吸器症候群（以下、MERS）やジカウイルス感染症など、世界的な流行を起こす感染症も多発しており、こうした感染症が国内に侵入した際の危機管理対策を、職場でも構築する必要性が生じている。本稿では産業保健スタッフが職場で行う感染症対策について、社会のグローバル化に伴う変化も加味して解説する。

2. 職場で感染症対策を行う目的

職場で感染症対策を行う第一の目的は、従業員が業務の中で感染症にかからないようにするためである。例えば、医療機関で従業員の針刺し事故を予防することが、この範疇に入る。二つ目は、慢性の感染症に罹患している従業員が、業務により原疾患を悪化させないようにする目的である。これは、ウイルス肝炎に罹患している従業員の適正配置を行うことなどが該当する。

以上の目的は産業保健スタッフからの目線である

が、経営者側は別の視点から感染症対策を捉えている。産業保健スタッフもこの点を理解しておく、職場での感染症対策が円滑に行える。

まず、感染症で企業の経営が脅かされないようにする目的。例えば、季節性インフルエンザの流行で欠勤する従業員の数を少なくし、流行時も事業継続を図ることがこの目的になる。次に安全配慮義務。企業は従業員と労働契約を締結する際に、従業員の安全に配慮する義務が生じる。例えば海外に従業員を派遣する際には、感染症に罹患するリスクが高くなるため、企業側はそれを回避する目的で、予防接種などの指導を行う義務が生じる。もう一つは社会的責任。これは、企業が利益追求だけでなく従業員、消費者、社会などに配慮した活動を行うべきとする経営理念であるが、感染症対策もこの中に含まれる。例えば、麻しんに罹患した従業員が業務中に周囲へ感染を蔓延させれば、企業の社会的な責任が強く追及される。それを未然に防ぐために、平素からの感染症対策が必要になる。

3. 季節的な感染症対策

職場の感染症対策は、まず、季節的に流行しているインフルエンザや食中毒を対象に実施することが大切である。流行時期には、こうした感染症により職場を欠勤する従業員も多くなるため、流行前に職場で予防教育を実施していただきたい。また、発病した従業員には一定期間の就労禁止を命ずることも検討すべきである。インフルエンザを予防するため

にはワクチン接種が有効であり、従業員に接種を呼びかけることも必要である。最近では企業側がワクチン接種代を負担するケースも多くなっている。食中毒としては冬場にノロウイルスの流行が多発しているが、流行期間中は従業員の手洗いを徹底させるとともに、トイレなどの環境消毒を実施する。

4. 慢性的な感染症対策

先進国の中でも日本では結核の患者数がいまだに多く発生している。特に外国人患者の割合が増加傾向にあるため、外国人労働者の多い職場では注意が必要である。対策としては症状のある者の早期発見が重視されている。すなわち発熱や咳などの症状が2週間以上ある者については、医療機関を受診するように強く促すことが必要である。また、職場内で結核患者が発生した場合は、管轄する保健所の指示に従って接触者検診などの対応を行う。

HIV感染者も毎年1,000人以上発生しており、従業員には予防教育を定期的実施する必要がある。もし、従業員の感染が判明した場合は、その情報が周囲に漏れないように十分注意し、本人の同意を得た上で産業医が面談をすることが望ましい。また、感染した従業員が治療を受けやすい職場配置を考へることも必要になってくる。

ウイルス肝炎の中でもB型肝炎やC型肝炎は慢性の経過をたどるため、職場での感染症対策の対象になる。まずは、患者を早期に発見するため、健康診断時に肝炎ウイルス検査を実施することが推奨されている。また、ウイルス肝炎に罹患していることが明らかになった従業員には、業務が病状に影響しないように、職場配置に配慮する必要がある。

5. 海外派遣者の感染症対策

海外でも発展途上国では感染症が日常的に流行しており、企業が従業員を派遣する際には安全配慮義務の観点から、感染症対策を実施することが求められている。

海外でリスクのある感染症としては、飲食物から経口感染する旅行者下痢症やA型肝炎がもっとも高

いリスクになる。旅行者下痢症の病原体については数々の調査が行われており、病原性大腸菌、サルモネラ菌、カンピロバクターなどが多いことが明らかになっている。経口感染症の予防にあたっては、飲料水としてミネラルウォーターや煮沸した水を飲むこと、食品はできるだけ加熱して摂取することなどが重要なポイントである。

海外では蚊が媒介する感染症のリスクも高くなる。 Dengue熱は東南アジアや中南米で雨期に流行が発生しており、日本人の感染例も数多く報告されている。マラリアの流行は、アジアや中南米では特定の地域に限定されており、日本人が通常行動する範囲での感染リスクは比較的低い。その一方で、サハラ以南のアフリカ（ケニア、ガーナなど）では都市や観光地でも感染リスクがある。流行地域では蚊の吸血を避けるため、皮膚の露出が少ない服を着用し、露出した部分には昆虫忌避剤を塗布する。屋内への蚊の侵入を防ぐためには、殺虫剤や蚊取り線香を用いる。なお、Dengue熱を媒介するネッタイシマ蚊は昼間吸血性、マラリアを媒介するハマダラ蚊は夜間吸血性であり、蚊の対策を実施する時間帯はそれぞれの流行状況に応じて調整する。マラリアは薬剤の定期的な服用（予防内服）で予防することもできるが、副作用の発生も少なくないため、リスクの高い場合に行うべきである。

海外派遣者には感染症予防のためワクチン接種が推奨されている。接種するワクチンの種類は、滞在地域、滞在期間、年齢などに応じて選択する（表1）。また、海外派遣者は出発までの時間が限られているため、接種を短期間のうちに完了しなければならない。A型肝炎、B型肝炎、破傷風など3回の接種が必要なワクチンについては、出国前に2回目まで終了するようにする。複数のワクチンの同時接種も、医師の判断で行うことができる。

6. 外国人労働者の感染症対策

発展途上国からの外国人労働者が、自国で罹患した感染症を国内で発病するケースも増加している。短期滞在者では下痢症やDengue熱などの急性感染症

表 1. 海外派遣者（成人）に推奨する予防接種*

| ワクチン名 | 派遣期間** | | 接種の対象となる 主な滞在地域 | 特に推奨するケース | 接種回数 | 特記事項 |
|-----------------|--------|----|--------------------|--------------------------------------|-----------------|-------------------------------|
| | 短期 | 長期 | | | | |
| A型肝炎 | ○ | ○ | 途上国全域 | 衛生状態の悪い環境に滞在する者 | 3回 | 海外の製剤は2回接種 |
| 黄熱 | △ | ○ | 熱帯アフリカ 南米 | 入国時に接種証明の提出を求める国に 滞在する者（検疫所HP参照） | 1回 | 検疫所と関連施設でのみ 接種が受けられる |
| 破傷風 | △ | ○ | 全世界 | 外傷を受けやすい者 | 3回 | 過去に基礎接種を受けて いれば1回の接種 |
| B型肝炎 | | ○ | 途上国全域 | 医療関係の仕事で滞在する者 | 3回 | |
| 狂犬病 | △ | ○ | 途上国全域 | 動物咬傷後の接種が受けにくい地域に 滞在する者 | 3回 | 接種していても動物咬傷後 には2回接種を追加 |
| 日本脳炎 | | △ | 中国 東南・南アジア | 農村部に滞在する者 | 3回 | 成人では1～2回の接種 |
| 麻疹 | △ | △ | アジア、アフリカ | 20歳代後半～30歳代の者 | 1回 | 抗体価を測定し、陰性の場合 に接種することが望ましい |
| 髄膜炎菌 | | △ | 西アフリカ 中東 | 乾季に滞在する者 | 1回 | |
| ポリオ | | △ | 南アジア アフリカ | 1975～1977年生まれの子 (小児期のワクチン効果が弱いため) | 4回 | 成人では1～2回の接種 |
| 腸チフス (国内未承認) | △ | ○ | 途上国全域 | 南アジアに滞在する者 | 1回 (多糖体ワクチン) | |

* 出典：濱田篤郎：渡航者用ワクチン Bio Clinica. 28:348-353. 2013.

** 短期は1カ月未満とする。○：推奨、△：状況により推奨

が多いが、長期滞在者の場合は結核、HIV感染症、腸管寄生虫症などの慢性感染症が問題になる。結核については、日本でも外国人患者の割合が増加しており、厚生労働省の2015年のデータによれば、20歳代の患者の31%が外国籍だった。また、長期滞在している外国人が母国に一時帰国し、親戚や友人を訪問する旅行をVisiting friends and relatives (VFR)と呼ぶが、一般の旅行者よりもマラリアなどの感染症に罹患するリスクが高くなるということが明らかになっている。

こうした外国人労働者の感染症対策として、欧米の企業では、就職時に糞便検査や感染症の抗体検査などのスクリーニングを行うことがある。また、麻しんや風しんなどのワクチン接種を義務づけている企業もある。日本では雇用時の健康診断以外にスクリーニング的な検査は行われていないが、今後、検討すべき課題である。また、早期発見のため、発熱などの症状がある外国人労働者については、早めに医療機関を受診するように指導することが大切である。特に母国に一時帰国した後に体調不良がある場合は注意を要する。

7. 大規模な感染症流行時の対策

最近ではMERSやジカウイルス感染症など、世界的

な流行を起こす感染症が多発しており、こうした感染症が国内に侵入した際の危機管理対策の構築が、職場でも必要になっている。特に、新型インフルエンザについては定期的な流行が繰り返されており、日本政府も2013年に新型インフルエンザ等対策行動計画を作成した。これは同年に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくもので、この法律の運用方法が詳細に記載されている。また、この行動計画は新型インフルエンザの流行のみならず、MERSなどの感染症が大流行した場合にも発動されることになっている。各職場ではこの行動計画に基づき、従業員の健康を守る対策とともに、事業継続計画の作成を行っていただきたい。

8. おわりに

グローバル化の進展とともに世界の感染症流行状況は刻々と変化している。最新の感染症の流行状況を把握した上で、効率的な職場の感染症対策を実践していただきたい。

参考文献

- 1) 濱田篤郎編：職場における感染症対策。産業医学振興財団。2016.
- 2) 濱田篤郎編：いま、企業に求められる感染症対策と事業継続計画。ピラールプレス。2016.

感染症に対する企業の危機管理 ～人事労務に関する法律的視点～

石 罫・山中 総合法律事務所 弁護士 山口 毅

やまぐち つよし ● 石 罫・山中 総合法律事務所 所属。専門は労働法関係。主な著書に『労使紛争リスク回避のポイント ～雇用管理のリスクマネジメント～』（労働調査会）など。セミナーや大学の講座等で講師を務めるなど、多方面で活躍。

1. 法律的視点の基礎

企業は、従業員と労働契約を締結している（図1）。労働契約は①使用者である企業が指揮命令権を有し労働者である従業員がそれに従って労働する義務と、②従業員が企業に賃金を請求する権利を有し企業が従業員にそれを支払う義務が中心として定められている。③加えて、企業は従業員に対して安全配慮義務も負っている¹⁾（労働契約法5条）。

本稿は、感染症対策についてこれら基礎的な権利義務の観点から解説をする。

2. 企業が従業員に命じることができる感染症対策とは

(1) 企業は、安全配慮義務（③）があるので、労務提供の過程において感染症に罹患するおそれのあ

る業務に従事している従業員に対し、感染症対策を講じなければならない。

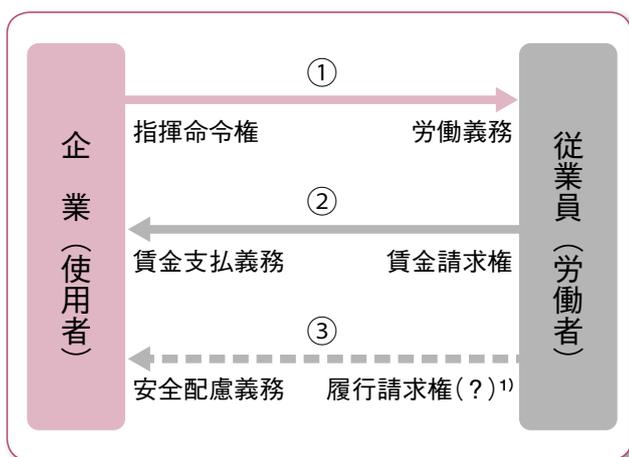
(2) 企業が講じる感染症対策としては、例えば業務時間中や事業場内におけるマスク着用、手洗い、アルコール消毒などがあり、従業員に対して指揮命令権（①）に基づきこれらに従うよう命じることができる。ただし、労働者の人格権を侵害する感染症対策は権利の濫用として命じることができないので、外国人労働者等の宗教、慣習などへの理解も必要である。

なお、業務時間外、事業場外の行動には命令権が及ばないので、私生活上の感染症対策は、従業員への勧奨に留まる。

(3) 感染症対策として、企業は予防接種を受けることを命じることができないと考える。これは副反応のおそれがあるからで、子供、老人に接する業務において重篤な感染症を予防するための予防接種が必須となる場合、予防接種を拒否する従業員への対応は配置転換で、配置転換先がないときは次項で説明する労務提供の受領拒否で対応することが適切である。

(4) 従業員に発熱等の症状がある場合、企業は医師の診察を受けることを命じることができるが、診察の結果を知ることが重要である。そこで、就業規則に「会社は従業員に対し、会社の指定する医師への受診及びその結果の報告を命ずることができる。」と定めておくべきである。

図1. 労働契約の関係



3. 感染症が流行している地域に海外出張、海外出向を命じることができるか

- (1) 労働契約において企業に命令権がある場合²⁾であっても、感染症の内容(強毒性の程度、感染力の程度)が生命にかかわるほどに危険であるときは、海外出張等を命じることが権利の濫用として無効となることがある³⁾。
- (2) 命令が有効な場合であっても、企業は、海外出張者等に対する安全配慮義務(③)を履行しなければならず、必要な予防接種を受けるように促す必要がある。なお、予防接種を受けることを命じることができないが、予防接種を受けないことを理由とした海外出張等の拒否は、原則として懲戒処分の対象になると考える。

4. 感染症に罹患しているおそれがある従業員を休ませることができるか

- (1) 従業員にとって労働は義務であり、権利ではない(①)。したがって、原則として就労する権利は認められない。企業が従業員からの労務提供の受領を拒否することも、「感染症に罹患しているおそれがある」など合理的理由があれば違法ではない。したがって、感染症に罹患しているおそれがある従業員が出社したときに「休んでください」と労務提供の受領を拒否することができる。
- (2) この場合、企業が従業員に賃金(②)を支払う義務があるのかが問題となる。
賃金について民法536条2項は、従業員が企業の「責めに帰すべき事由」によって働くことができなかつた場合に支払義務があると定めている。
- (3) 従業員が発熱等はあるものの、業務遂行する健康状態を有している場合、感染症に罹患してい

るおそれがあるときは直ちに医師の診察を受けるように命じ、診察結果が出るまでは自宅待機を命じるべきである。診察の結果、感染症に罹患していることが判明すれば、賃金を支払う義務はない。予防接種の拒否により働かせる場所がない場合も同様となる。

ところが、感染症に罹患しているか不明であった場合、他の従業員の健康に配慮すべく自宅待機を引き続き命じることが適切なきもある。このような場合は、企業判断による休業なので賃金の支払いが必要となる。

この点、民法536条2項は任意規定であることから、労働契約において異なる内容を定めることができる。ただし、企業判断による休業なので労働基準法26条の休業手当は支払わなければならない。就業規則に上記内容を定める場合は、「会社の責めに帰すべき事由により従業員が休業する場合は、民法536条2項の規定にかかわらず、休業手当として1日につき平均賃金の100分の60のみを支給する。」と記載することになる。

- (4) 従業員と同居している家族が感染症に罹患している場合、感染症に罹患しているおそれが従業員の私生活の範囲で生じているので、賃金、休業手当を支払う必要はない。これと異なり、同じ職場で働いている従業員のうち1名が感染症に罹患した場合に周囲の従業員を休ませる場合は、罹患のおそれが職場で生じているので、賃金(少なくとも休業手当相当額)を支払う必要がある。
- (5) 感染症が流行している外国から帰国した場合、一定期間出社させないことが適切である。海外出張等であった場合は、賃金を支払う必要があり、外国人労働者の一時帰国等、従業員の事情で外国へ行っていた場合、賃金は支払わないが休業手当は支給するとの判断が無難である。

1) 労働者が安全配慮義務の履行そのものを裁判所等において請求できるかという議論もある。

2) 商社等海外出張があることが前提となっている場合を除き、事前に包括同意を取得することが必要と考える。海外出向(転勤を含む)は本人の同意(事前の同意を含む)を取得しておくべきである。

3) 海底ケーブルを敷設することを目的とする海外出張について、他国から砲撃を受ける軍事上のおそれがあるときは海外出張義務を強制することはできないとする最高裁判例(昭和43年12月24日判例74号)がある。

赴任前、赴任中、帰任後まで 感染症対策を含む健康管理に注力

旭化成株式会社

旭化成グループは1922年に総合化学メーカーとして創業し、90年近くの歴史の中で積極的に事業を多角化。現在では、繊維・ケミカル・エレクトロニクス事業からなるマテリアル領域、住宅・建材事業からなる住宅領域、医薬・医療・クリティカルケア事業からなるヘルスケア領域の3つの領域で、「世界の人びとの“いのち”と“くらし”に貢献する」をグループ理念に掲げて事業を展開している。

国内の多数の拠点に加えて、海外にも20カ国に生産や販売、研究開発の拠点を持つグローバル企業であり、中国、韓国、台湾、ベトナム、タイ、シンガポール、アメリカ、インド、メキシコ、ドイツ、ベルギーなどに勤務している従業員がいる。世界のさまざまな地域に勤務する従業員の感染症対策について、同社環境安全・品質保証部統括産業医・医学博士の小山一郎先生にお聞きした。

1. 海外赴任者の健康管理は 人事部門と連携してサポート

従業員の健康管理の全社的な取組みは、「旭化成グループのCSRの重点活動であるレスポンシブル・ケア（RC）活動の中で、『環境保全』『品質保証』などとともに健康管理は大変重要な項目の1つです。環境安全・品質保証部が所管し、旭化成グループ全体で統一した横断的、継続的な取組みを行っています」と小山先生は切り出した。

産業保健スタッフは産業医33人（うち専属が12人）、保健師・看護師43人、メンタルヘルス担当や運動指導士なども含めると80人近い体制という。「ここ数年は健康診断と事後措置をベースに、生活習慣病の予防、転倒災害防止のための運動指導、ストレスチェッ

クとフォローおよび組織診断と改善を中心に実施しています。常勤産業医による関東の小規模工場の健康管理のサポートをはじめ、テレビ会議システムを活用し全国各地に勤務する営業職への保健指導や健康相談を行う、また、健診結果等の健康情報を電子化して従業員が異動してもその情報が引き継がれるなど健康管理に必要なインフラ整備を進めて、すべての従業員に健康管理サービスが提供できるように充実を図っているところです。その中で海外の拠点については2011年から取組みの強化を推進し、しっかりとサポートできる体制づくりを進めてきました」。

海外赴任者の健康管理は、グローバル人事チームと各事業本部や事業会社、健康管理室が連携して取り組む体制で、赴任者のサポート全般は人事チームが担い、健康管理室は健診結果等に基づく赴任の適性判断、相談対応、健康管理に係る現地状況把握などを主として担っている。

1年以上の海外赴任は東京本社の健康管理室で担当し、現在、駐在員約300人とその帯同家族約120人をサポート。1年未満の海外派遣者・出張者は国内の在籍地区の健康管理室でサポートする。また、社外のアシスタンスサービスも活用している。

2. 接種するワクチンの判断と 新型インフルエンザ対策

海外赴任者の健康管理は、赴任の2カ月前までに実施する健康診断から、国や地域ごとの必要に応じたワクチン接種の指示、健康管理の赴任者向け説明会を国内で実施。赴任中は定期健康診断（海外ドック）と健康調査を年1回、産業医による現地面談を2年に1回（現在アジア圏のみ）、このほかテレビ会議シ

ステムや電話・メールによる健康相談および保健指導、長時間労働者の健康チェック、メールマガジンによる健康情報の提供などを実施。帰任後は1カ月以内に健康診断を行う。

赴任前説明会では小山先生が講師となり、海外での健康管理サポート体制と海外での健康リスク、そして海外で健康を維持していくために大切なこととして感染症対策、生活習慣、メンタルヘルス、また新型インフルエンザへの対応について説明する。

感染症対策では、まず赴任前のワクチン接種があり、必要なものについて会社による費用負担で実施する。接種する内容は、「厚生労働省のFORTH¹⁾やJICA、外務省の医務官情報等の推奨ワクチンを参考にし、現地の情報を交えながら随時判断しています」と小山先生。

新型インフルエンザに対しては、「まず赴任先で治療することを原則としています。医療体制が整っていない地域に滞在しているなど適切な医療が受けられない場合は、自己治療を検討します。自己治療は日本渡航医学会の『海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン』²⁾を参考に、抗インフルエンザ薬を事前に確保し、新型インフルエンザを疑う症状がみられたら産業医が確認を行った上で、治療のために服用する方法ですが、あくまでも緊急避難としての対応です。駐在員にとっては、いざというときのための備えであり、安心して生活するためのお守りのような効果もあると思います」と話す。

3. 症状の具体例を示してそれぞれの対策を伝える

現在、駐在員が訴える症状としてもっとも多いものは、下痢症。そこで赴任前説明会では、実際に発生した具体例を示して説明するとともに、水や氷の摂り方について注意を促している。

このほか、デング熱など昆虫が媒介する感染症の注意として肌の露出の少ない服装にすることや虫よけ剤を使用するなどして刺されない対策をとること、狂犬病対策としてむやみに動物に近づかないことやワクチンを接種することなどを伝えている。

もし、赴任先で感染症が流行ったときは？「まず



上海での駐在員面談風景(左が小山先生)

はグローバル人事チームやリスク対策室と連携して情報を収集します。現地と連絡を取り、現地の実態の把握に努めて、必要な対策を打ち出します。総合的な対応の判断が必要になりますので、対策の指示は、人事から現地へ話をしてもらいます」。

現地の情報は、健康管理室に寄せられることもある。人事から入ることもある。「人事部門とは頻繁にやりとりをしています。2年に1回の訪問面談では現地で人事の担当者と合流し、1週間ほど一緒に行動しますので話もできます。基本的に横のつながりを大切に、そうした体制が構築できましたので緊急時の対応にも強い体制だと思います」。

小山先生は、「大事なことは日頃の健康管理です。食事、運動、睡眠に気をつけ、ストレスを溜めないこと。海外では言葉や文化の違いがあり、少ない人数で多くの業務をこなさなければならないため、負担がかりやすい環境になりますから」と海外赴任を語る。

本誌取材後には、アジア地域の赴任者の面談に出かけると話していた。顔を合わせられるこの機会を小山先生は大切にしており、現地でも喜ばれているという。こうした機会を持つことも、いざというときの大きな支えになっているといえるだろう。

参考文献

- 1) 厚生労働省検疫所 FORTH.
<http://www.forth.go.jp/index.html>
- 2) 日本渡航医学会：海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン、2014。
<http://jstah.umin.jp/04ForPro/influenza2014Guideline.pdf>

会社概要

旭化成株式会社

事業内容：ケミカル・繊維、住宅・建材、エレクトロニクス、ヘルスケア等の事業

設立：1931年

従業員：32,821人（連結）

所在地：東京都千代田区